

平成30年5月25日

申込者募集

若手技術者等の資格取得等を支援します！

～資格取得等のチャレンジを支援する建設業者等の方々へ～

県内建設産業の将来の担い手である若手技術者等の育成を図るため、資格取得等の取組みを行う建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

次の(1)又は(2)に該当し、かつ①～③のいずれかに該当するもの。

(1) 県内に主たる営業所を有する建設業者で、建設業許可を有しているもの

(2) 県内に主たる営業所を有する測量・建設コンサルタント業者で、平成30年度熊本県競争入札参加者資格を有しているもの

① 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人

② 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合

③ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

2 補助対象経費及び補助率(補助金額) ※消費税及び地方消費税は補助対象外です

補助対象経費	補助率(補助金額)
<p>1 常勤の役員又は従業員(個人事業主を含む。)で平成30年4月1日時点で満40歳未満の者が平成30年4月1日から平成31年2月28日までに以下の資格を取得するために補助対象者が負担した受験手数料、講座受講料(入学金を含む)、願書代、手数料等及び平成30年度中に購入した教材費</p> <p>① 施工管理技士 ② 建築士 ③ 技術士 ④ 電気工事士 ⑤ 電気主任技術者 ⑥ 電気通信主任技術者 ⑦ 給水装置工事主任技術者 ⑧ 消防設備士 ⑨ 測量士 ⑩ 技能士(建設工事に関連するもの)</p> <p>2 常勤の役員又は従業員(個人事業主を含む。)で平成30年4月1日時点で満40歳未満の者が平成30年4月1日から平成31年2月28日までに中型自動車免許を取得するために補助対象者が負担した自動車学校の講習費用及び試験等手数料</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(一人当たり3万円を上限とする。)</p>

(裏面あり)

※1について、資格受験年度の前年度に支払われた経費（教材費は除く。）であっても、当該資格試験を受験するために、補助対象者が負担した経費は補助対象経費とします。また、資格試験が既に終了した場合であっても、補助対象経費として認められる場合は、申請できるものとします。

※2について、免許試験が既に終了した場合であっても、補助対象経費として認められる場合は、申請できるものとします。

※1 建設業者当たりの人数制限はありません。

※他の補助金等の交付を受ける場合は対象外です。

3 実施計画書提出期限

締切：平成30年7月4日（水）

4 計画書提出方法

「平成30年度熊本県建設産業若手技術者等資格取得費補助金交付要項」を参照し、計画書を熊本県土木部監理課建設業班へ1部郵送してください。

※ 要領及び計画書等は県庁ホームページ「監理課」に掲載しています。

※ 計画書の記入に当たっては、必ず消費税抜きで記入してください。特に、資格取得における願書代及び送料等を計上する場合、消費税が含まれていないか必ず確認して記入してください。

5 提出及び問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL 096-333-2485 FAX 096-381-5404